

令和3年度滋賀県環境審議会総会 議事

当資料は議題1～8についての説明資料となりますので、議題ごとに配布資料と併せてご確認ください。

また、議題1の異議の有無についての回答および議事全体について御意見、御質問等がある場合は別添様式に記入の上、事務局あてに御提出いただきますようお願いいたします。

議事1 滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について

【資料1】

(事務局より)

- ・本審議会の琵琶湖総合保全部会では、「滋賀県琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）（第2期改定版）〈計画期間：平成23年度～令和2年度〉」の改定や進捗管理等についてご審議いただいたところです。本計画につきましては、当部会でのご審議を経て、「滋賀県琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）〈第2期改定版〉ふりかえり報告書」を作成し、令和2年度末をもって終了となりました。
- ・また、平成27年9月28日に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」（以下「法」という。）が公布・施行され、法第3条において「滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができる」と規定されていることから、県では当部会においてご審議いただき、従前の計画を改定し、令和3年3月29日に「琵琶湖保全再生計画（第2期）」を策定したところです。
- ・これらの経緯を踏まえ、令和3年度以降は「琵琶湖保全再生計画」の推進に関するを中心にご審議いただくことになるため、滋賀県環境審議会議事運営要領を別紙資料1により改正し、当部会の名称を「琵琶湖保全再生部会」と改めるとともに所掌事務を変更することとしたいので、ご承認いただくようお願いいたします。
- ・過半数以上の委員が「異議なし」とされた場合、資料1のとおり改定することとする。

議事2 （仮称）滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の策定について（諮問）

【資料2】

(事務局より)

- ・地球温暖化による気候変動が世界共通の課題となっている中、低炭素化から脱炭素化に向けた世界的な潮流が加速化しています。
- ・本県においても、琵琶湖の全層循環が確認できない現象が発生するなど、環境への影響が明確に現れ始め、令和2年1月、2050年CO₂排出量実質ゼロを目指す「しがCO₂ ネットゼロ”ムーブメント」キックオフ宣言を行いました。
- ・国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」宣言、令和3年4月には2030年度までの国の温室効果ガスの排出削減の目標を2013年度比で46%（従来の目標26%）とすることが示されています。
- ・2050年CO₂ ネットゼロの実現に向けて「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」の見直しに

については昨年度から審議を進めているところですが、これらの国内外の動向も踏まえ、「温暖化対策」と「エネルギー政策」を一体的かつ効果的・効率的に推進するため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」と「しがエネルギービジョン」を一本化して、(仮称) 滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画を策定することとし、貴審議会の意見を求めます。

(会長より)

- ・「滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定について（諮問）」は滋賀県環境審議会運営要領第 5 条の規定に基づき、CO₂ ネットゼロ部会に付議することとします。

議事 3 第 8 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について（諮問）

【資料 3】

(事務局より)

- ・湖沼水質保全特別措置法第 4 条第 1 項に基づく琵琶湖に係る湖沼水質保全計画については、昭和 61 年度に第 1 期計画を策定して以来、5 年ごとに見直しを行っており、平成 28 年度に策定した第 7 期計画は、令和 2 年度をもって計画期間の満了を迎えました。これに伴い、今年度に第 7 期計画の評価をふまえ、第 8 期計画の策定を行うこととしています。つきましては、第 8 期計画の策定に当たり、貴審議会の意見を伺います。

(会長より)

- ・「第 8 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について（諮問）」は滋賀県環境審議会運営要領第 5 条の規定に基づき、水・土壌・大気部会に付議することとします。

議事 4 第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定について（諮問）

【資料 4】

(事務局より)

- ・県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条に基づき、平成 29 年 4 月に第 12 次鳥獣保護管理事業計画を策定しました。当該計画は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を目的としたもので、環境大臣が定める基本指針に即した形で、地域の実情に即して計画を策定するものですが、令和 3 年度末をもって計画期間が満了します。
- ・これに伴い、今年度に現行計画の評価および国の指針の策定内容を踏まえ、次期計画の策定を行うこととしています。つきましては、計画の改定に当たり、貴審議会の意見を伺います。

(会長より)

- ・「第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定について（諮問）」は滋賀県環境審議会運営要領第 5 条の規定に基づき、自然環境部会に付議することとします。

議事 5 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）の策定について（諮問）

【資料 5】

（事務局より）

- ・県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 2 に基づき、平成 29 年 4 月に滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）を策定し、農林業被害等の軽減と個体群の安定的維持を図ることを目的として、生息動向や被害状況を把握しつつ、個体群管理、被害防除、生息地管理の実施を推進してきたところですが、令和 3 年度末をもって計画期間が満了します。
- ・これに伴い、今年度に現行計画の評価を踏まえ、次期計画の策定を行うこととしています。つきましては、計画の改定に当たり、貴審議会の意見を伺います。

（会長より）

- ・「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）の策定について（諮問）」は滋賀県環境審議会運営要領第 5 条の規定に基づき、自然環境部会に付議することとします。

議事 6 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）の策定について（諮問）

【資料 6】

（事務局より）

- ・県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 2 に基づき、平成 29 年 4 月に滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 2 次）を策定し、農林業被害等の軽減と個体群の安定的維持を図ることを目的として、生息動向や被害状況を把握しつつ、個体群管理、被害防除、生息地管理の実施を推進してきたところですが、令和 3 年度末をもって計画期間が満了します。
- ・これに伴い、今年度に現行計画の評価を踏まえ、次期計画の策定を行うこととしています。つきましては、計画の改定に当たり、貴審議会の意見を伺います。

（会長より）

- ・「滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）の策定について（諮問）」は滋賀県環境審議会運営要領第 5 条の規定に基づき、自然環境部会に付議することとします。

議事 7 滋賀県環境審議会条例の改正について（報告）

【資料 7】

（事務局より）

- ・令和 3 年 4 月 1 日付けで、琵琶湖環境部温暖化対策課が総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課に組織改編されたことに伴い、審議事項のうち、脱炭素社会の実現に関する庶務を所管する部を琵琶湖環境部から総合企画部に変更するため、滋賀県環境審議会条例（平成 6 年滋賀県条例第 17 号）の一部を令和 3 年 4 月 30 日に改正しましたので報告します。

議事 8 各部会の活動概要について（報告）

【資料 8】

（事務局より）

（1）環境企画部会 資料 8 P.2～8

- ・令和 2 年度は、6 月に書面の送付、9 月および 11 月に各 1 回開催し、環境総合計画の進捗状況の点検方法および環境学習推進計画の改定、進行管理について審議いただきました。
- ・令和 3 年度は、主に「第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検」および「第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理」の 2 つの事項について、部会を 2 回程度開催し、審議いただく予定です。

○第五次滋賀県環境総合計画について（計画期間：令和元年度～令和 12 年度）

- ・滋賀県環境基本条例第 12 条に基づき、県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画であり、〈共生〉〈守る・活かす・支える〉〈協働〉の三つの視点を通して、4 つの施策の柱のもと、10 の分野ごとに施策の方向性を定めている。
- ・第五次計画では、「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく、「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点のもと、SDGs の考え方等も踏まえ、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」と目標に掲げている。
- ・進捗状況の点検方法については、4 つの施策の柱ごとに評価指標を設け、分野別計画等の目標に近づき、各施策が総合的に進められ、第五次計画の目標に近づいているかという観点から、総合的に点検する。
- ・進捗状況の点検結果は、各主体からの意見や提言を求め、滋賀県環境審議会に報告するとともに滋賀の環境（環境白書）にて公表を行う。

○第四次滋賀県環境学習推進計画について（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

- ・滋賀県環境学習推進条例に基づく推進計画として、また、環境教育等促進法が策定を推奨する県の行動計画として、令和 3 年 3 月に策定。
- ・持続可能な社会づくり（SDGs 達成）に向けて、主体的に行動できる人を育てる環境学習を展開する上での基本的な視点として、①遊び、親しみ、「体験する」環境学習、②分野を越えて、「つながる」環境学習、③地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習 の 3 つに整理している。

(2) CO₂ネットゼロ部会 資料8 P.9~43

- ・令和2年度は、温暖化対策部会として、6月、1月、3月に会議（1月、3月はオンライン会議）を開催し、主に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正」、「県域からの温室効果ガス排出実態（2018年度）」、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画の取組総括」、「しがエネルギービジョンの総括」等について審議いただきました。
- ・また、2050年CO₂ネットゼロの実現に向け、温暖化対策、気候変動、エネルギー等の関連施策を総合的かつ計画的に推進する必要があることから、令和3年3月に「温暖化対策部会」を「CO₂ネットゼロ部会」に改め、CO₂ネットゼロ部会においてこれらの関連施策を審議することとしました。
- ・令和3年度は、CO₂ネットゼロ部会において、引き続き「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正」について審議いただくとともに、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画およびしがエネルギービジョンの改定」「県域からの温室効果ガス排出実態（2019年度）」等について、4回程度会議を開催し、審議いただく予定です。

○滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例について

- ・化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガス排出量が削減された「低炭素社会の実現」を目指し、平成23年3月に制定。
- ・「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメント」キックオフ宣言（令和2年1月）や気候変動適応法の施行、脱炭素化に向けた世界的な潮流を踏まえ、条例の改正についての審議を継続中（令和元年12月に環境審議会に諮問）。

○滋賀県低炭素社会づくり推進計画（平成29年3月改定）について

（計画期間：平成23年度～令和12年度）

- ・地球温暖化対策推進法および条例に基づく計画として、平成24年3月に策定し、平成29年3月に改定（5年毎に見直し）。
- ・今世紀後半に脱炭素社会を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取組を進めることとしている。

○しがエネルギービジョン（平成28年3月策定）について

（計画期間：平成28年度～令和2年度）

- ・滋賀県の長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を進めるための指針。
- ・2030年度を展望し、①エネルギーを「減らす」、②エネルギーを「創る」、③エネルギーを「賢く使う」、④3つの取組を「支える」の基本方針に基づき、新しいエネルギー社会の実現に向けた重点プロジェクトを定める。

○県域からの温室効果ガス排出実態について

- ・地球温暖化対策推進法および条例に基づき、毎年算定し公表している。
- ・2018年度の排出実態概要は下記のとおり。
- ・温室効果ガス総排出量は、1,128万t-CO₂であり、推進計画で定める基準年度（2013年度）比20.7%減、前年度比8.3%減で5年続けて減少。
- ・総排出量のうち93.8%を占める二酸化炭素の部門別割合は、産業部門が43.5%、運輸部門が22.6%、家庭部門が14.9%、業務部門が16.0%

(3) 水・土壌・大気部会 資料8 P.44～48

- ・令和2年度は、6月、12月、3月に開催し、水質測定結果の報告を行うとともに、水質調査の見直し・次年度の測定計画等について審議いただきました。
- ・令和3年度は、部会を4回程度開催し、第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について審議いただく予定です。
- ・また、水質測定結果の報告を行うとともに、次年度計画について審議いただく予定です。

(4) 廃棄物部会 資料8 P.49～56

- ・令和2年度は7月、9月、11月、1月に開催し、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」について、4回に渡り審議いただきました。また、「旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況」について報告を行い、旧アール・ディエンジニアリング最終処分場への現場視察を実施しました。
- ・令和3年度は、「第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況」、「第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定」、「第五次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況」、「旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況」について、部会を2回程度開催し、審議いただく予定です。

○第五次廃棄物処理計画について（計画期間：令和3年度～令和7年度）

- ・廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づき策定する法定計画。
- ・令和2年2月25日に環境審議会に諮問し、廃棄物部会で4回の審議を経て、令和3年2月9日に答申いただいた。答申後、県民政策コメントを経て最終案をとりまとめ、令和3年7月頃に策定・公表予定。

○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の状況について

- ・平成25年度から実施してきた二次対策工事が令和2年度末に完了した。
- ・周辺環境への影響や工事の対策効果を把握するため、モニタリング調査を継続し、工事後2年（令和4年度末）の段階で地下水の水質等が実施計画の目標を達成しているか状況確認を行うとともに、工事後5年（令和7年度末）を目途に工事の有効性について確認を行う。

(5) 自然環境部会 資料8 P.57～71

- ・令和2年度は、9月、10月、12月の3回開催し、「県指定杣掛鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、「県指定鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、「県指定鈴鹿園定公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更について」、「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案について」、「ハマエンドウ生育地保護区(2か所)の指定案について」を審議いただきました。
- ・令和3年度は、主に「第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について(諮問)」、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の策定について(諮問)」および「滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画の策定について(諮問)」の3つの事項について、部会を適宜開催し、審議いただく予定です。

(6) 温泉部会 資料8 P.72～73

- ・温泉部会は、部会に諮問すべき温泉法上の許可申請があった場合に開催し、その申請に対する処分について御審議いただいております。開催時期は、夏期と冬期の年2回を設定しています。
- ・令和2年度は、令和3年3月4日に審議会を開催し、「温泉法に基づく許可申請(1件)について」審議いただき、「許可相当」の答申をいただきました。
- ・令和3年度についても、同様に申請があった場合に開催することとなりますが、現時点で申請はありません。

(7) 琵琶湖総合保全部会 資料8 P.74～75 + 第2期計画冊子

- ・平成28年度以降、琵琶湖に関する法定計画である「琵琶湖保全再生計画」と県の計画である「マザーレイク21計画」が併存しており、令和2年度には、両計画の計画期間が同時に終期を迎えることから、6月、9月、11月の3回開催し、今後の方針についてご審議いただきました。
- ・県と市町による施策を進める行政計画である琵琶湖保全再生計画については、進捗状況や改定の方針等についてご審議いただき、令和3年3月29日に第2期計画として改定しました。
- ・また、マザーレイク21計画については、22年間にわたる計画のふりかえりに関してご審議いただくとともに、本計画の終了にあたって、県民、企業、団体等が琵琶湖の保全・再生に向けて主体的に参画できる仕組みである、マザーレイクゴールズ(MLGs)として再構築するという方針をご確認いただきました。そして、マザーレイク21計画は、令和2年度末をもって当該計画を終了しました。
- ・令和3年度は、琵琶湖保全再生計画(第2期)およびマザーレイクゴールズの推進、進捗状況等について、11月頃に本部会を開催し、ご審議いただく予定です。
- ・マザーレイクゴールズについては、令和3年3月に、マザーレイク21計画第2期の進行管理を担ってきたマザーレイクフォーラム運営委員会により「マザーレイクゴールズ(MLGs)アジェンダ」が起草されました。現在、素案をホームページで公開して広く意見を求め、同時に、マザーレイクゴールズへの賛同を募集しているところです。